

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○控除対象寄附金の指定	(税 務 課)	一
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	一
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	一
○所在地を確知できない建設業者の申出	(事業管理課)	一

ページ

告 示

○宮城県告示第八百二十号
宮城県県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）第二十一条第一項の規定により、次の寄附金を個人県民税の寄附金税額控除の控除対象寄附金として指定したので、同条第六項の規定により告示する。

平成三十年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 控除対象寄附金として指定した寄附金
国立研究開発法人理化学研究所に対する寄附金（平成三十年一月一日以後に寄附したものに限る。）

二 寄附金の相手方の法人の主たる事務所又は事業所の所在

埼玉県和光市広沢二番一号

○宮城県告示第八百二十一号

県営上富地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年九月四日から平成三十年十月四日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町入谷字桜沢二八七の五二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備えて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百二十三号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。

平成三十年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
株式会社KFロード 小松 省二	仙台市青葉区旭ヶ丘二丁目二十三番一 一〇一	般一二十六 第二万百三十号
株式会社エコ建技 橋本 慶幸	東松島市矢本字裏町九十番地一	般一二十六 第二万二百五号
株式会社東明開発 小倉 憲明	仙台市泉区八乙女中央四丁目十一番四十 三号アブス八乙女W一〇一	般一二十七 第二万五百十四号
株式会社三塚工務店 三塚 作蔵	多賀城市八幡二丁目十七番二十五号	般一二十八 第二万二千百七十八号

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

電話 〇二二―二二一―三二一六(直通)